

高齢者虐待防止について（集団指導資料）

福島県高齢福祉課

1 法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(以下、高齢者虐待防止法と表記します。)

法律が施行された目的

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。(高齢者虐待防止法第1条)

高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

○高齢者：65歳以上の者

○「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の2種類

○「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つの類型

2 県内の現状

法律や通報窓口が周知されたことなどにより、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は、令和5年度においては法施行当時の平成18年度対比で約1.4倍となっており、また、相談・通報件数及び虐待と判断された件数のいずれも過去最多となっております。

3 早期発見、通報等

- (1) 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。(高齢者虐待防止法第5条)
- (2) 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(高齢者虐待防止法第7条)
- (3) **養介護施設従事者等は**、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報しなければならない。（高齢者虐待防止法第21条）

- ※ 生命・身体への重大な危険の有無に関わらず、**通報義務が生じます（努力義務ではない）。**
- ※ 通報は守秘義務の適用外であり、また通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません（虚偽・過失によるものを除く）。

4 高齢者虐待防止の体制整備（義務）

令和3年度介護報酬改定・基準省令改正により、令和6年4月1日から、全ての介護サービスを対象として、以下の体制整備が義務となります。

【虐待防止のための体制整備】

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 虐待防止検討委員会 | ② 虐待防止のための指針 |
| ③ 虐待防止のための従事者に対する研修 | ④ 虐待防止の担当者の選任 |

また、令和6年度介護報酬改定により、各施設において上記の措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する「高齢者虐待防止措置未実施減算」が新設されました。

5 身体拘束の禁止規定

介護保険制度施行（平成12年）当時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の行動を制限する行為（身体拘束）は、入所者の「生命または身体を保護する」ための緊急やむを得ない場合を除き原則禁止されています。

⇒ 緊急やむを得ない場合を除き、**身体拘束は原則「高齢者虐待」に該当**します。

「緊急やむを得ない場合」とは？

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること |
|---|

この3要件を全て満たしている状態であることを「身体拘束廃止委員会」等の組織で検討、確認し記録しておく必要があります。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

- ・ 拘束の態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。
- ・ 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期限等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する等漫然とした身体拘束を続けないよう注意します。

1 1 項目だけが身体拘束？

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は具体的に 1 1 項目ありますが、その 1 1 項目（Y 字型拘束帯、つなぎ服、ミトン型の手袋など）だけが身体拘束に該当するとは限りません。身体拘束に該当するか否かは、実態に即して検討する必要があります。

引用文献：身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001. 3）

【参考】

身体拘束禁止の対象となる具体的行為について

「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省発行)では、次の行為を身体拘束の対象としてあげています。

1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3	自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)等で囲む。
4	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11	自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

令和５年度における福島県内の高齢者虐待の状況について

(対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和７年１月２０日 高齢福祉課

高齢者虐待防止法第25条に基づき、高齢者虐待状況を公表します。

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待

１ 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数※１	22 件	32 件	43 件
虐待の事実が認められた事例の件数	8 件	9 件	20 件

※１ 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも１件と計上している。

２ 相談・通報者（重複あり）

	R3年度	R4年度	R5年度
本人による届出		1 人	
家族・親族	3 人	9 人	8 人
当該施設・事業所職員	9 人	11 人	16 人
当該施設・事業所元職員	2 人	6 人	5 人
施設・事業所の管理者等	2 人	2 人	10 人
医療機関従事者（医師含む）		3 人	2 人
介護支援専門員			1 人
介護相談員			1 人
地域包括支援センター職員	2 人	1 人	
社会福祉協議会職員			
国民健康保険団体連合会			
都道府県から連絡	5 人		2 人
警察		1 人	2 人
その他、不明（匿名を含む）	2 人	1 人	1 人

３ 虐待の状況

区 分	施設・事業所の種別	高齢者虐待の種別	被虐待者の状況（当時）			虐待を行った従事者等の職種	深刻度※２	虐待事例への対応状況
			性別	年齢階級	要介護度			
事 案 １	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	90～94歳	要介護3	介護職	4（最重度）	行政処分（新規入所者受入停止6か月）
事 案 ２	特別養護老人ホーム	心理的虐待	男	85～89歳	要介護3	介護職	1（軽度）	施設等に対する指導
事 案 ３	有料老人ホーム	身体的虐待 心理的虐待	男	70～74歳	要介護5	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事 案 ４	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	90～94歳	要介護5	介護職	2（中度）	施設等に対する指導
事 案 ５	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	85～89歳	要介護3	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事 案 ６	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）	性的虐待	女3	80～94歳	要介護1, 3, 4	看護職	3（重度）	改善計画の提出
事 案 ７	特別養護老人ホーム	経済的虐待	女14	70歳～	要介護3, 4, 5	事務職	4（最重度）	改善計画の提出
事 案 ８	有料老人ホーム	身体的虐待	女	85～89歳	要介護5	介護職	－	改善計画の提出
事 案 ９	介護老人保健施設	身体的虐待	女	85～89歳	要介護3	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事 案 １０	介護老人保健施設	身体的虐待	男	95～99歳	要介護3	介護職	－	改善計画の提出
事 案 １１	認知症グループホーム	身体的虐待 心理的虐待 介護放棄	女	90～94歳	要介護4	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事 案 １２	特別養護老人ホーム	身体的虐待	男	90～94歳	要介護3	介護職	1（軽度）	改善計画の提出

事 案 13	特別養護老人ホーム	心理的虐待 介護放棄	男 1 女 2	80～ 84歳	不明	介護職	3 (重度) 2 (中度)	改善計画 の提出
事 案 14	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	80～ 84歳	要介 護3	介護職	4 (最重 度)	改善勧告
事 案 15	特別養護老人ホーム	身体的虐待 心理的虐待 介護放棄	男 2 女 2	70～79 歳, 100歳以 上	要介 護3, 4	介護職	－	改善計画 の提出
事 案 16	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	90～ 94歳	要介 護5	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 17	認知症グループホーム	身体的虐待 心理的虐待	女 2	90～ 94歳	要介 護3, 4	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 18	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	75～ 79歳	要介 護5	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 19	有料老人ホーム	身体的虐待	女	85～ 89歳	要介 護5	介護職	1 (軽度)	改善計画 の提出
事 案 20	有料老人ホーム	心理的虐待	男	90～ 94歳	要介 護4	看護職	2 (中度)	改善計画 の提出

※2 虐待による被害の程度を4区分で判断。複数名で判断した場合のみ計上している。

◎養護者による高齢者虐待

1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数※3	525 件	555 件	542 件
虐待の事実が認められた事例の件数※4	302 件	240 件	266 件

※3 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

※4 虐待内容が多岐にわたる場合及び1人の養護者が複数的高齢者を虐待している場合も1件と計上している。

2 相談・通報者（重複あり）

	R3年度	R4年度	R5年度
介護支援専門員	165 人	176 人	183 人
介護保険事業所職員	39 人	24 人	41 人
医療機関従事者	29 人	17 人	26 人
近隣住民・知人	17 人	23 人	10 人
民生委員	9 人	13 人	11 人
被虐待者本人	32 人	47 人	28 人
家族・親族	53 人	54 人	45 人
虐待者自身	6 人	8 人	12 人
当該市町村の行政職員	26 人	27 人	12 人
警察	153 人	168 人	179 人
その他、不明（匿名含む）	36 人	28 人	31 人

3 相談・通報に関する事実確認の状況（年度内）

	R3年度	R4年度	R5年度
事実確認を行った事例	520 件	536 件	519 件
	立入調査以外の方法（訪問調査等）により調査を行った	519 件	533 件
	立入調査により調査を行った	1 件	3 件
事実確認を行っていない事例	5 件	19 件	23 件
	虐待ではなく事実確認不要と判断した	3 件	15 件
	後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2 件	4 件

4 虐待の種別（重複あり）

	R3年度	R4年度	R5年度
身体的虐待	194 件	149 件	156 件
介護等の放棄	73 件	60 件	86 件
心理的虐待	130 件	120 件	124 件
性的虐待	1 件		2 件
経済的虐待	64 件	48 件	66 件

5 被虐待高齢者の状況

（1）被虐待高齢者の性別※5

	R3年度	R4年度	R5年度
男性	75 人	62 人	70 人
女性	231 人	184 人	199 人
計	306 人	246 人	269 人

※5 1件の事例に対し複数の場合があるため、被虐待高齢者数は虐待と認定した件数と一致しない。

（2）被虐待高齢者の年齢※5

	R3年度	R4年度	R5年度
65～69歳	20 人	17 人	18 人
70～74歳	47 人	32 人	32 人
75～79歳	61 人	57 人	50 人
80～84歳	61 人	50 人	60 人
85～89歳	67 人	57 人	59 人
90歳以上	50 人	33 人	50 人
不明			
計	306 人	246 人	269 人

(3) 被虐待高齢者の要介護認定の状況※5

	R3年度	R4年度	R5年度
未申請	84 人	59 人	52 人
申請中	9 人	9 人	15 人
認定済み	204 人	173 人	194 人
認定非該当（自立）	8 人	5 人	8 人
不明	1 人		
計	306 人	246 人	269 人

(3) - 1 要介護認定者の要介護状態区分

	R3年度	R4年度	R5年度
要支援 1	10 人	10 人	8 人
要支援 2	18 人	16 人	5 人
要介護 1	44 人	44 人	40 人
要介護 2	47 人	33 人	48 人
要介護 3	37 人	38 人	43 人
要介護 4	32 人	20 人	30 人
要介護 5	15 人	12 人	20 人
不明	1 人		
計	204 人	173 人	194 人

(3) - 2 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	R3年度	R4年度	R5年度
自立又は認知症なし	13 人	13 人	18 人
自立度Ⅰ	31 人	42 人	26 人
自立度Ⅱ	70 人	56 人	78 人
自立度Ⅲ	69 人	38 人	48 人
自立度Ⅳ	14 人	16 人	11 人
自立Ⅲ	3 人	3 人	6 人
認知症はあるが自立度不明※6	4 人	1 人	5 人
認知症の有無が不明		4 人	2 人
計	204 人	173 人	194 人

※6 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(3) - 3 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	R3年度	R4年度	R5年度
介護サービスを受けている	172 人	141 人	161 人
過去受けていたが判断時点では受けていない	7 人	5 人	9 人
過去も含め受けていない	24 人	27 人	20 人
不明	1 人		4 人
計	204 人	173 人	194 人

6 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

(1) 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況※5

	R3年度	R4年度	R5年度
虐待者とのみ同居	161 人	117 人	150 人
虐待者及び他家族と同居	117 人	103 人	100 人
虐待者と別居	26 人	25 人	16 人
その他（不明含む）	2 人	1 人	3 人
計	306 人	246 人	269 人

(2) 被虐待高齢者の家族形態※5

	R3年度	R4年度	R5年度
単独世帯	15 人	16 人	11 人
夫婦のみ世帯	49 人	45 人	51 人
未婚の子と同居	96 人	87 人	77 人
配偶者と離別・死別等した子と同居	58 人	20 人	37 人
子夫婦と同居	46 人	38 人	27 人
その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）	22 人	23 人	20 人
非親族と同居（2人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる場合）	5 人	6 人	4 人
その他（既婚の子も未婚の子も同居している場合、本人が入所・入院している場合、上記以外に該当しない場合等）	15 人	11 人	41 人
不明			1 人
計	306 人	246 人	269 人

(3) 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄※7

	R3年度	R4年度	R5年度
配偶者（夫）	61 人	52 人	49 人
配偶者（妻）	16 人	17 人	22 人
息子	129 人	100 人	127 人
娘	63 人	49 人	49 人
息子の配偶者（嫁）	14 人	8 人	8 人
娘の配偶者（婿）	4 人	5 人	3 人
兄弟姉妹	8 人	7 人	6 人
孫	10 人	5 人	9 人
その他（不明含む）	12 人	12 人	14 人

※7 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしているため延べ人数

(4) 虐待者の年齢

	R3年度	R4年度	R5年度
20歳未満			2 人
20～29歳	11 人	3 人	0 人
30～39歳	11 人	16 人	15 人
40～49歳	56 人	32 人	39 人
50～59歳	81 人	76 人	78 人
60～64歳	43 人	31 人	42 人
65～69歳	31 人	20 人	27 人
70～74歳	24 人	21 人	24 人
75～79歳	16 人	17 人	23 人
80～84歳	28 人	20 人	21 人
85～89歳	12 人	9 人	10 人
90歳以上	2 人	6 人	2 人
不明	2 人	4 人	4 人

7 虐待の事実が認められた事例への対応状況

(1) - 1 虐待への対応策としての分離の有無※8

	R3年度	R4年度	R5年度
虐待者から分離を行った事例	88 件	91 件	90 件
被虐待者と虐待者を分離していない事例	158 件	122 件	128 件
現在対応について検討・調整中の事例	14 件	7 件	16 件
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	62 件	47 件	46 件
その他	28 件	24 件	31 件

※8 対象年度以前に通報・届出があったものも含まれるため、合計件数は被虐待者数と一致しない。

(1) - 2 分離を行った事例の対応の内訳

	R3年度	R4年度	R5年度
契約による介護保険サービスの利用	20 件	26 件	31 件
やむを得ない事由等による措置	20 件	31 件	28 件
緊急一時保護	4 件	4 件	8 件
医療機関への一時入院	20 件	14 件	12 件
上記以外の住まい・施設等の利用	16 件	9 件	5 件
虐待者を高齢者から分離(転居等)	4 件	4 件	5 件
その他	4 件	3 件	1 件
計	88 件	91 件	90 件

(1) - 3 分離をしていない事例の対応の内訳 (複数回答あり)

		R3年度	R4年度	R5年度
経過観察(見守り)		35 件	28 件	21 件
経過観察 以外の対応	養護者に対する助言・指導	99 件	69 件	87 件
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	5 件	2 件	4 件
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	10 件	15 件	11 件
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	53 件	47 件	55 件
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	11 件	4 件	10 件
	その他	36 件	15 件	8 件

(2) 権利擁護に関する対応

		R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度		15 件	16 件	30 件
	利用開始済（年度内）	10 件	7 件	14 件
	利用手続き中	5 件	9 件	16 件
	【内数】市町村長申立	15 件	15 件	29 件
日常生活自立支援事業利用開始		4 件	2 件	2 件

◎福島県内の高齢者虐待の状況について (平成 1 8 年度～)

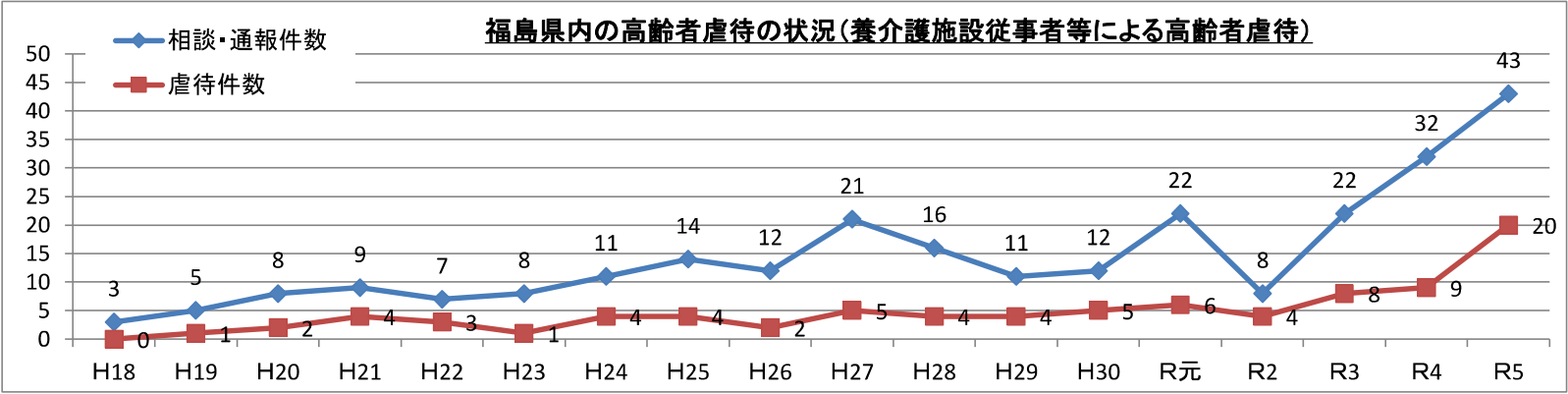
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	3件	5件	8件	9件	7件	8件	11件	14件	12件	21件	16件	11件	12件	22件	8件	22件	32件	43件
虐待件数	0件	1件	2件	4件	3件	1件	4件	4件	2件	5件	4件	4件	5件	6件	4件	8件	9件	20件

(2) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	273件	379件	451件	408件	506件	687件	736件	962件	1,120件	1,640件	1,723件	1,898件	2,187件	2,267件	2,097件	2,390件	2,795件	3,441件
虐待件数	54件	62件	70件	76件	96件	151件	155件	221件	300件	408件	452件	510件	621件	644件	595件	739件	856件	1,123件



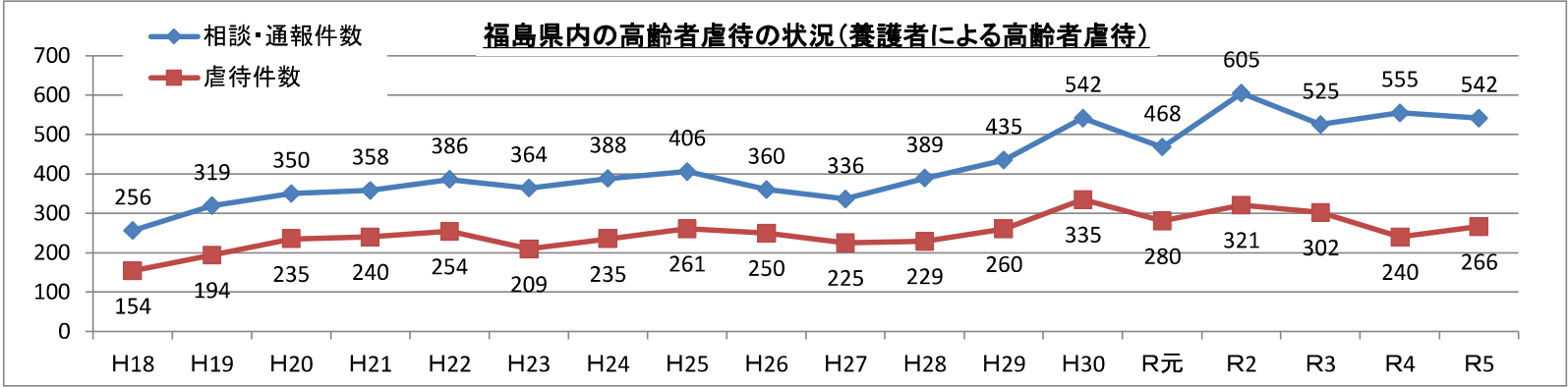
2 養護者による高齢者虐待

(1) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	256件	319件	350件	358件	386件	364件	388件	406件	360件	336件	389件	435件	542件	468件	605件	525件	555件	542件
虐待件数	154件	194件	235件	240件	254件	209件	235件	261件	250件	225件	229件	260件	335件	280件	321件	302件	240件	266件

(2) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報 件数	18,390件	19,971件	21,692件	23,404件	25,315件	25,636件	23,843件	25,310件	25,791件	26,688件	27,940件	30,040件	32,231件	34,057件	35,774件	36,378件	38,291件	40,386件
虐待件数	12,569件	13,273件	14,889件	15,615件	16,668件	16,599件	15,202件	15,731件	15,739件	15,976件	16,384件	17,078件	17,249件	16,928件	17,281件	16,426件	16,669件	17,100件



【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

【平成18年4月1日施行】

（第25条）

「都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」

※その他厚生労働省令で定める事項とは

①虐待があった養介護施設等の種別

②虐待を行った養介護施設従事者等の職種

○高齢者虐待とは

・高齢者を65歳以上とし、養護者または養介護施設従事者等による次の行為

①身体的虐待

②介護・世話の放棄・放任

③心理的虐待

④性的虐待

⑤経済的虐待

○養介護施設とは

・老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム

・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターなど

○養介護事業とは

・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業

・介護保険法に規定される居宅サービス事業、介護予防サービス事業など

○養介護施設従事者等とは

・養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

○市町村の役割

・高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について一義的に責任を持つ。

○ 県の役割

・市町村間の連絡調整、市町村への情報提供等を行うとともに、養介護施設従事者等の虐待について市町村からの報告を受けたときは、老人福祉法や介護保険法に基づく対応を行う。

・養介護施設従事者等による虐待の状況等の公表を行う。

※ 高齢者虐待防止法の一部改正（平成24年10月1日施行）

・65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとなった。